団体にあっては、名称）を記載すること。

５　「７　特例措置に関する事項」の（注）のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②農林漁業関連施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

（注）１　①の農林漁業関連施設の整備を行う者が、「１　申請者の概要」に含まれない場合に記載すること。

２　①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

３　農林漁業関連施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③農林漁業関連施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年　月　日～　年　月　日
イ	年　月　日～　年　月　日
ウ	年　月　日～　年　月　日

（注）①の農林漁業関連施設の番号と対応するよう記載すること。

４　再生可能エネルギー発電設備の整備及び農林漁業の健全な発展に資する取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表１及び別表２）

（注）当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表１及び別表２に記載の上、これらを添付すること。

５　再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地又は水域及びその周辺の地域における自然環境の保全その他の再生可能エネルギー発電設備の整備に際し配慮すべき事項

６　再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

（１）再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

（注）１　「確保の方法」欄には、資金の積立て等設備整備者による発電設備の撤去に要する費用の確保の方法を記載すること。

２　設備が複数ある場合にあっては、欄を追加するとともに備考欄に２（１）①又は②の対応する番号を記載すること。

３　２（１）①の発電設備の種類が営農型太陽光の場合にあっては、設備整備者が営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を負担することを誓約する旨を記載した書面を添付すること。

（２）土地等の原状回復等

（注）１　再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

２　添付書類として、再生可能エネルギー発電設備を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

７　特例措置に関する事項（別表３－１～別表３－６）

（注）１　農地法第４条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－１－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

２　農地法第５条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－１－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

３　森林法第10条の２第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

４　森林法第34条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

５　森林法第34条第２項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

６　漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

７　海岸法第７条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－４－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

８　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第１号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

９　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第２号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

10　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第３号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－④に必要事項を記載の上、これを添付すること。

11　自然公園法第20条第３項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

12　自然公園法第33条第１項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

13　温泉法第３条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－６